

柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会（第2回）会議録

1. 開催日時 令和5年8月31日（木）午後5時57分から午後6時57分
2. 開催場所 柳泉園組合管理棟3階大会議室
3. 会議次第
 - （1）施設使用料の算出方法について
 - （2）柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会報告書（素案）に対するパブリックコメント手続について
 - （3）その他

【1. 施設使用料の算出方法について】

<資料1 原価計算方法について>

事務局 1 施設使用料原価算定の対象経費

原価計算に含める経費は、人件費、物件費、支払利息、減価償却費である。支払利息は、建物の建設の際に借入した起債の利息分を、対象施設の耐用年数で割った額を計上している。また、減価償却費は、建物の建設費を耐用年数で割って計算する定額法により算出している。耐用年数は、財務省の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」を基準としている。なお、支払利息と減価償却費については、原価計算に含めている団体と含めていない団体がある。

2 施設使用料の算定方法

施設使用料の算定方法については、当組合も関係市と同様の方法により算定している。ただし、室内プール、浴場施設及びトレーニング室については1人あたりの使用料原価で算定するものとして、施設使用料原価を利用可能者数で割って算出した。利用可能者数とは、過去の実績等を考慮し、混雑がない状態で利用できる1時間あたりの平均利用人数である。

また、関係市における原価計算の対象とする期間は、西東京市及び東久留米市は1年間の経費で、清瀬市は2年間の経費の平均により算定している。事務局案においては、令和3年度から指定管理者制度が導入されたことを踏まえ、令和3年度及び令和4年度の平均使用料原価により算定している。

受益者負担割合は、他団体の例を参考に事務局案として、室内プールは70%、浴場施設は75%、会議室及び野球場は50%、テニスコート及びトレーニング室は70%としている。

3 激変緩和措置について

原価計算の結果と現行の使用料の間に大幅な乖離が生じた場合は、極端な増額にならないよう一定の上限を定めるため、激変緩和措置を設けることとしている。激変緩和措置における上限率を定める場合の留意点として、市民生活への影響や、価格改正による利用者の減少、近隣自治体の類似施設との均衡に配慮すること等がある。他団体においては、上限率を現行料金の1.5倍もしくは2倍に設定している例もあるが、当組合における厚生施設設置の経緯を鑑みると上限率を高く設定することは望ましくないと考え、事務局案では、1.5倍を上限として算定している。

<資料2 各施設使用料算出表（令和3年度・令和4年度平均）>

事務局 野球場の土・日・祝日使用料は、受益者負担割合を50%として計算すると現行使用料と同額になるため、見直しの必要はないと考える。平日は休日よりも利用率が低いため使用料を安く設定しているが、休日の設定料金の改正がなければ、現行料金の据え置きが適当だと考えられる。

テニスコートの土・日・祝日使用料は、受益者負担割合を70%として計算すると現行使用料の2倍となることから、激変緩和措置が必要となる。更に、平日の使用料は受益者負担割合が21%と低いため、平日料金も見直す必要がある。

室内プールは、受益者負担割合を70%として計算すると、大人料金400円の据え置きとなる。大人料金を据え置く場合、高齢者及び小人等の料金も据え置きが適当であると考え。貸切及び定期券の料金設定については、料金設定当時の算定方法が今回の原価計算方法と異なることから、差異が生じている。

トレーニング室は、受益者負担割合を70%として計算すると現行料金の1.5倍となることから、激変緩和措置の上限となる。

多目的室1及び2は、受益者負担割合を50%として計算すると現行料金の1.5倍以上となることから、激変緩和措置の上限となる。

多目的室3は、受益者負担割合を50%として計算すると使用料を1,500円とする改正が必要となるが、激変緩和措置の上限以上になるため、上限値を調整する必要がある。

浴場施設は、受益者負担割合を75%として計算すると使用料を1,000円とする改正が必要となるが、激変緩和措置の上限以上になるため、上限値を調整する必要がある。

和室は、受益者負担割合を50%として計算すると400円となり、現行使用料の1.3倍ほどとなることから、激変緩和措置として調整する必要がある。

<資料3 近隣自治体使用料比較表>

事務局 野球場は、調査した団体の平均が2時間あたり2,500円であり、近隣団体と比較すると当組合の使用料は少し安く設定されている。

テニスコートは、調査した団体の平均が2時間あたり1,000円であり、近隣団体と比較すると当組合の使用料は少し安く設定されている。

室内プールは、調査した団体の料金と比較すると大きな差はなく、当組合の使用料は妥当な金額に設定されている。

トレーニング室は、調査した団体の平均が2時間あたり300円であり、近隣団体と比較すると当組合の使用料は少し安く設定されている。

100㎡以下の多目的室は、調査した団体の平均が1時間あたり270円であり、近隣団体と比較すると当組合の使用料は妥当な金額に設定されている。

100㎡以上の多目的室は、調査した団体の平均が1時間あたり670円であり、近隣団体と比較すると当組合の使用料は少し安く設定されている。

浴場施設は、調査した団体の料金と比較すると、当組合の使用料は安く設定されている。

和室は、調査した団体の平均が1時間あたり260円であり、近隣団体と比較すると、当組合の使用料は妥当な金額である。

< 質問・意見等 >

委員 浴場施設の受益者負担率が事務局案において75%に設定されている件について、当組合の厚生施設設置の経緯を考えると高いのではないか。また、参考とした他団体の浴場施設は柳泉園組合と周囲の環境も異なることから、当組合浴場施設の受益者負担割合を75%に設定するのは高すぎるように感じる。

委員 減価償却費について、「市民に利用の機会を提供するために市民全体の財産として建設されたものであるため原価計算に算入しない団体もある」とのことであるが、もし減価償却費を原価計算に算入しないとすると、使用料の原価が大きく変わってくるのではないかと思う。この取り扱いをどのように考えていけばいいのか、事務局に伺いたい。

事務局 資料には参考例として、減価償却費を原価に算入しない団体があることを記載させていただいたが、この例に挙げた団体は地方にある自治体で、近隣の自治体ではない。関係市及び多摩地域の自治体においては、減価償却費を原価計算に算入しているという状況である。

委員 浴場施設に対する受益者負担率はもう少し低くてもよいが、浴場組合の要望等も考慮すべきだとは思う。

また、支払利息の計上の考え方について、「支払利息の総額を減価償却耐用年数で割る」という計算方法自体に問題はないが、この計算方法は建物の建設当初に適用するべきものである。原価計算をする時点で既に償還を終えており、支払利息に係る支出がないのであれば、支払利息は原価計算に算入する必要はないと考える。

< 資料4 田無浴場組合の要望について >

事務局 浴場施設使用料の設定の経緯としては、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の規定により、公衆浴場を圧迫しないよう、当時の公衆浴場料金よりも高い金額に設定している。

しかし、現在の東京都入浴料金統制額は520円となっており、公衆浴場料金が当組合浴場施設使用料を上回ってしまっている。

価格設定をした当時のいきさつを踏まえると、浴場施設の施設使用料設定

については、田無浴場組合と協議していく必要がある。

<質問・意見等>

委員 田無浴場組合との価格の均衡を保つことのみ注視するのであれば、浴場施設使用料は純粋に520円に値上げすればよいと考えることもできる。

単純に目先の金額だけで判断するのであれば、田無浴場組合との均衡を保てるよう最低限の値上げのみでよいと考える。

委員 施設使用料の具体的な金額については、原価算出や受益者負担割合、近隣類似施設の使用料との均衡などを総合的に判断し、次回以降の委員会において更に議論を深めるという流れだと考えている。

事務局 受益者負担という考え方は、公共の施設を使用する人と使用しない人の間の、税金の公平性を担保することである。浴場施設は事務局案として受益者負担割合を75%としているが、今後の委員会における検討で、この割合をどのように設定していくかがポイントとなってくる。また、設定した受益者負担割合による使用料が現行の使用料と乖離してしまう場合は、激変緩和措置を適用することで、料金を一定程度抑えることもできるため、事務局としては今後委員の皆様にも、受益者負担割合及び激変緩和措置の率の設定について議論いただきたいと考えている。またその中で、過去の経緯も踏まえた田無浴場組合との均衡や、近隣類似施設との兼ね合いについても考慮していくことが必要である。

委員 激変緩和措置について、施設ごとに率を変えることは可能なのか。

事務局 施設の老朽度等も考慮し、浴場棟とプール等で率を変えるなどの対応は可能であると考えている。

委員 今回は事務局案の説明が主な内容であったが、次回の委員会では具体的な金額の議論になるのか。

事務局 その通りである。

【2. 柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会報告書（素案）に対するパブリックコメント手続について】

<資料5 柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会報告書（素案）に対するパブリックコメント手続について>

事務局 パブリックコメント手続は、柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会で取りまとめた報告書の素案に対して、市民から意見を聴取し、その意見に対して委員会により協議を行い回答し、反映できる意見は報告書に盛り込み、その結果を取りまとめた上で公表するものである。

意見公募期間については、素案の公表日である令和6年1月中旬から起算して2週間以上の期間を設けることとする。

意見を提出できる者は、関係市の区域内に在住、在勤、在学する者や事務所又は事業所を有する法人その他団体のほか、「その他パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの」とあるが、厚生施設の設置背景等も鑑み、東村山市恩多町などの地域の方も利害関係を有するものとして取扱いしていきたいと考えている。

参考として「柳泉園組合パブリックコメント手続要綱（案）」を配布しているが、この要綱は今回の使用料適正化による案件のみに適用するものではなく、全ての組合事業の計画や方針等を策定するときに共通して対応するための要綱となる。

< 質問・意見等 >

委員 意見の公表に関して「組合の考え方」とあるが、委員会で議論は行わないのか。

事務局 意見に対する回答や考え方は、委員会にて審議し決定する。

委員 意見公募期間が2週間以上とされているが、今回の委員会で上限を決めておいた方がよいのではないか。

事務局 他団体の例を挙げると、最長で1か月程度としている自治体もあれば、最短で2週間としている団体もある。当組合の要綱案では「2週間以上」と規定しており、実際に今後の委員会のスケジュールを鑑みても、2週間程度が適当であると考えている。

【3. その他】

< 資料6 柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会開催日程の追加について >

事務局 パブリックコメント手続を実施することとなったため、この手続等の期間を設ける必要があることから、第5回の委員会を1月15日（月）の午後6時に追加させていただきたい。追加の検討内容については、「検討委員会報

告書素案について」及び「意見公募の実施について」である。

<質問・意見等>

委員 第5回で素案について議論を行い、第6回でパブリックコメントに対する回答を委員会で決定するという流れであるが、この段階で意見の内容によっては素案の修正が必要になってくると考えられる。については事務局により、事前に情報の整理等を行っていただき、スムーズに議論が進むよう準備をしていただきたい。

事務局 承知した。

委員長 その他なければ、第2回柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会を終了する。

以上